

## ○自動車等運転免許試験官の指定について

平成4年4月27日  
交免第520号

警察署における自動車等の運転免許試験官（以下「試験官」という。）の指定については、「自動車等運転免許試験官の指定について」（昭和49年5月16日付け山口交免一第438号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、指定申請の範囲等において実情に適合しないものが認められることから、平成4年5月1日から次により実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

### 記

#### 1 制定の趣旨

警察署において行う運転免許の更新手続の際の適性検査は、「自動車等の運転免許事務の取扱いに関する訓令」（昭和59年山口県警察本部訓令第3号）第8条及び旧通達の規定に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）から試験官として指定されている者が実施しているが、指定申請の範囲が、「次長又は交通担当の警察官若しくは男子一般職員」と制限されていることから、小規模警察署においては、試験官に指定される職員も少人数となり、重大事件事故等の発生により多数の警察官が出動するような場合には、更新時の適性検査に支障が生じるおそれがある。

よって、今後これらの問題点を解消するため、試験官の指定申請の範囲を拡大し、更新業務の改善を図るものである。

#### 2 指定要領等

##### (1) 試験官指定申請の範囲

警察署長（以下「署長」という。）は、交通課（係）員の中から適任者を選考して指定申請するものとする。ただし、交通課（係）員が少ない等の理由がある場合は、交通課（係）員以外の者から指定申請を行うことができるものとする。

##### (2) 試験官指定（解除）申請

署長は、人事異動等により試験官の指定又は解除を必要とする理由が生じたときは、試験官指定（解除）申請書（別記様式第1号）により本部長に申請するものとする。

##### (3) 試験官指定（解除）通知

本部長は、前記(2)の申請に基づき審査の上、指定又は解除したときは、試験官指定（解除）通知書（別記様式第2号）により署長に通知するものとする。

##### (4) 試験官台帳の整理

署長は、試験官台帳（別記様式第3号）を備え付け、指定又は解除の通知を受けたときは、その都度台帳を整理しなければならない。

##### (5) 試験官の職務

- ア 適性試験（免許の更新の際における適性検査を含む。）の実施
- イ 小型特殊自動車及び一般原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の各免許に対する学科試験の実施
- ウ その他試験に関する事項

(6) 経過措置

既に指定されている試験官については、当該例規通達により指定されたものとみなす。